

改正

平成21年3月30日告示第52号

平成24年3月28日告示第68号

平成26年3月26日告示第20号

平成26年4月30日告示第70号

平成26年10月6日告示第120号

平成28年3月28日告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡平市（以下「市」という。）の新たな財源の確保及び地域経済の活性化に資するため、市が保有する財産、物品及び印刷物等（以下「市有財産」という。）に掲載又は掲出（以下「掲載等」という。）する有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載等の対象)

第2条 掲載等ができる市有財産は、広告掲載等が可能な媒体であり、掲載等料金を徴集することが適当と認めるものをいう。

(掲載等の範囲)

第3条 掲載等は、市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途及び目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 掲載等ができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) その他掲載等することが適当でないと市長が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定めることができる。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載等期間、掲載等位置及び掲載等枠数は、市有財産の使用目的を妨げない範囲内で、市有財産ごとに別に定める。

(掲載等料金)

第5条 掲載等の料金は、市有財産の種類、掲載等の位置、掲載等の期間、広告の規格及び広告の効果を勘案して、市有財産ごとに別に定める。

(掲載等希望者の募集方法)

第6条 掲載等希望者の募集方法は、市有財産に応じて別に定める。

(掲載等の申込)

第7条 掲載等の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、広告の原稿(写し及び完成品を含む。以下同じ。)又は広告内容が分かるものを添えて、市長に提出するものとする。この場合、市長は必要に応じて申込者の業務内容等が分かる資料の提出を求めることができる。

(審査)

第8条 掲載等の可否の審査及び申込者を選出するため、八幡平市有料広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、副市長及び次に掲げる職員をもって構成し、副市長を委員長とする。

(1) 企画総務部長

(2) 市民部長

(3) 福祉部長

(4) 産業建設部長

(5) 教育委員会事務局教育次長

3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、企画総務部長がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第9条 掲載等を募集する所管課長等(以下「所管課長」という。)は、申込書を受理したときは、審査会の開催を委員長に求めるものとする。

2 前項の求めがあった場合において、委員長は、その審査が軽易なものと認めるものについて、回議をもって審査会の開催に代え、又は審査会への付議を省略して掲載の可否を判断することができる。

3 委員長は、所管課長を審査会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 委員長は、審査会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(抽選による選出)

第10条 審査会は、前条の審査会の審査に関し、申込者が多数あり抽選によることが望ましいと判断したときは、当該方法により選出することができる。

(掲載等の決定)

第11条 市長は、前条の審査に基づき、掲載等の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

(掲載等料金の納付)

第12条 掲載等が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、第5条の掲載等料金を納付しなければならない。

(掲載等に係る経費の負担)

第13条 広告の原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(掲載等の取消し)

第14条 市長は、掲載等が決定した後、次の各号に該当することが判明した場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 市有財産の使用目的に支障があると認めた場合
- (2) 広告主が、指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 掲載等料金を納付しなかった場合
- (4) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
(掲載等料金の返還)

第15条 掲載等が決定した後又は広告期間内に、広告主の責めに帰さない理由により、掲載等が中止になったときは、掲載等料金の一部又は全額を返還する。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに市有財産を現状に回復しなければならない。この場合、現状回復に要する経費は、広告主の負担とする。

2 その他広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第52号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日告示第68号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日告示第20号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月30日告示第70号)

この告示は、平成26年4月30日から施行する。

附 則 (平成26年10月6日告示第120号)

この告示は、八幡平市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成23年八幡平市条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。